

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、適切な企業統治の推進・徹底を図ることにより、企業としての社会的責任を果たし、関係する皆様から信頼していただけるよう努めて行くことを基本方針とし、綜研化学倫理綱領において「法令を遵守し、社会的規範や良識に基づいて行動する」ことを定め、周知・徹底を図るとともに、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、実効性の高いガバナンス体制の整備・充実に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの全ての基本原則を遵守しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	653,621	7.94
東京中小企業投資育成株式会社	333,000	4.04
綜研化学従業員持株会	279,498	3.39
日本カストディ銀行株式会社(信託口)	183,100	2.22
BNYM RE BNYMLB RE GPP CLIENT MONEY AND ASSETS AC(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	173,400	2.11
中島 幹	172,900	2.10
吉田 喜一	141,000	1.71
株式会社三井住友銀行	135,000	1.64
株式会社みずほ銀行	120,000	1.46
光通信株式会社	112,100	1.36

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

現時点では当項目に該当する事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
土屋 淳	他の会社の出身者													
神山 健次郎	他の会社の出身者													
布施木 孝叔	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
土屋 淳		過去に代表取締役役に就任していたヘレウス株式会社と当社との間に、研究開発に関する協業関係がありますが、その性質・規模に照らして、独立性については十分確保されていると判断しております。	グローバルな企業経営で培われた豊富な経験と幅広い化学の分野での高度な知識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役に選任しております。 また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木 仁志			弁護士としての専門的見地を当社の監査に活かしていただくため、社外監査役に選任しております。 また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。
安田 恵			公認会計士としての専門的な知識・経験を当社の監査に活かしていただくため、社外監査役に選任しております。 また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社は社外役員の独立性に関する基準を定めており、社外役員が以下の項目のいずれかに該当する場合は独立性を有しないものと判断しております。

- (1) 現在または過去10年間に於いて当社および当社の子会社(以下、当社グループという)の業務執行者(業務執行取締役、執行役員、その他の使用人)であった者
なお、社外監査役については、当社グループの非業務執行取締役であった者も含む
- (2) 当社の主要株主(直近事業年度末における議決権保有割合が総議決権数の10%以上を有する者。当該主要株主が法人である場合は、その親会社および子会社を含む業務執行者)、または当社グループが主要株主である会社等の業務執行者
- (3) 当社グループの主要な取引先(直近事業年度における年間連結売上高の2%を超える支払を当社グループに行っていた取引先)またはその業務執行者
- (4) 当社グループを主要な取引先とする者(直近事業年度における年間連結売上高の2%を超える支払いを当社グループから受けていた者)またはその業務執行者
- (5) 当社グループが借入れを行っている主要な金融機関(直近事業年度末における借入金残高が連結総資産の2%を超える借入先)またはその業務執行者
- (6) 当社グループから役員報酬以外に年間100万円を超える額の金銭その他財産を得ているコンサルタント、会計・税務専門家または法律専門家(法人、組合等の団体の場合は、当該団体に所属する者)
- (7) 当社グループの会計監査人である公認会計士または監査法人に所属する者
- (8) 当社グループから年間100万円を超える寄付を受けている者(法人、団体等の場合はその業務執行者)
- (9) 上記(2)から(8)のいずれかに現在または過去3年間に於いて該当していた者
- (10) 上記(1)から(9)のいずれかに該当する者(ただし、業務執行取締役、執行役員等の重要な者に限る)の配偶者または二親等以内の親族
- (11) その他、当社と利益相反が生じうるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない事由を有する者

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、その他
---------------------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

当社は、社外取締役を除く取締役に対し、該当年度の業績に連動する賞与を支給しております。
また、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、社外取締役を除く取締役を対象とする譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役に対して支払った報酬等208百万円(2021年3月期)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(1) 取締役の個人別の報酬等に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬の基本方針は、当社の取締役としての役割・責務を全うできる優秀な人材を確保・維持できる水準としつつ、短期業績目標の達成および中長期的な企業価値の向上を動機づけるインセンティブ連動を重視した報酬とし、具体的には下記ア.およびイ.記載の報酬構成としております。また、社外取締役を委員長とする報酬諮問委員会の審議を経て決定することにより、客観性および透明性を確保しております。

ア. 取締役の報酬(社外取締役を除く)

月例の基本報酬、該当年度の業績に連動する賞与および株式報酬(譲渡制限付株式付与のための報酬)とする

イ. 社外取締役の報酬

基本報酬のみとする

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、経済・社会情勢、従業員給与とのバランス、同業他社の報酬水準などを考慮し、各取締役の職責に応じて決定しております。

業績連動報酬としての賞与については、該当年度の経営成績の評価指標である連結経常利益に一定の割合を乗じて算出した金額に、目標達成度等を考慮し、役位および業績貢献度に応じて配分額を決定しております。

非金銭報酬等としての株式報酬は、譲渡制限付株式付与のための報酬とし、その支給金額は、その目的を踏まえた相当と考えられる金額を各取締役の職責に応じて決定しております。具体的な支給方法は、当該報酬の割当対象となる取締役に対して譲渡制限付株式付与のための金銭債権を支給し、当該取締役は、当該金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとしております。

報酬の種類別の割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえて決定しております。

また、決定方針は、報酬諮問委員会の答申に基づいて、取締役会が決定しております。

(2) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2006年6月27日開催の第58回定時株主総会において年額216百万円以内と決議されております。また、当該金銭報酬とは別枠で、2019年6月25日開催の第71回定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く。)に対する株式報酬(譲渡制限付株式付与のための報酬)の額を年額40百万円以内、これにより付与される株式数の上限を年20,000株と決議しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役のサポート体制としては、取締役会事務局が必要な連絡を行うとともに、取締役会での審議事項、その他重要会議での報告・検討事項等に関する情報提供を行っております。

社外監査役のサポート体制としては、専任の監査役補助者を配置し、監査役会の補佐、社外監査役への連絡を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(1) コーポレート・ガバナンス体制の概要

当社は、監査役制度を採用しており、取締役会及び監査役会による取締役の職務執行の監督及び監査を行っております。

取締役会は、社外取締役3名を含む8名で構成され、取締役会長を議長とし、毎月開催する定例の取締役会において、法令で定められた事項及び経営上の重要な事項の意思決定並びに業務執行状況の報告を行っております。また、迅速な意思決定と機動的な業務執行を実現するため、必要に応じ臨時取締役会を開催するほか、書面決議方式を可能としております。

業務執行につきましては、執行役員制度を導入し、取締役による経営の意思決定及び監督機能と執行役員による業務執行機能を分離することで、経営の透明性・公正性を高めるとともに、業務執行の迅速性・効率性を確保しております。また、代表取締役社長を議長とし、取締役及び執行役員を構成員とする事業推進会議を定期的で開催し、経営に関する重要事項を審議することにより、意思決定の迅速化を図っております。

さらに取締役会の任意の諮問機関として、社外取締役を委員長とする指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置しております。指名諮問委員会にて取締役及び監査役候補者の指名について、報酬諮問委員会にて取締役及び監査役の報酬について審議し、審議結果をそれぞれ取締役会及び監査役に答申することで客観性及び透明性の確保を図っております。

監査役会は、社外監査役2名を含む4名で構成され、取締役会等の重要会議に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、業務監査などを通じて取締役の職務執行を監査しております。また、内部監査室及び会計監査人と情報・意見交換を行うなど必要な連携をとり、監査業務・内部統制の充実を図っております。なお、監査役会の議長は、常勤監査役が務めております。

(2) 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査室(専任7名)は、内部統制の妥当性を監視することを目的として、法令・規程類の遵守状況、リスク管理状況、会社財産の保全状況、業務活動の効率性を確認するために、日常の業務遂行に関し、全部門及び関係会社を対象に各種社内規程の遵守状況に関する監査並びに業務監査を計画的に実施し、その結果を代表取締役社長に報告するとともに、被監査部門に対し、必要な改善事項の提言・指摘を行い、その後の進捗状況をフォローしております。

監査役監査は、監査役会で協議の上策定する監査役監査計画書の監査方針、役割分担などに基づき、取締役の業務執行を監査しております。直近の1年間は以下の項目を主要監査項目として実施いたしました。

- 1 取締役の職務執行に関する監査
- 2 内部統制システムに関する取締役会決議の内容及びその運用状況の監査
- 3 事業報告書及びその附属明細書の監査
- 4 単体・連結の計算書類及びその附属明細書の監査
- 5 リスクマネジメントに関する監査
- 6 コンプライアンスに関する監査
- 7 業務執行の適切性に関する監査
- 8 グループ会社監査

なお、常勤監査役は、主要監査項目全般の監査を担当し、社内の情報の収集を積極的に努め、かつ、内部統制システムの構築・運用の状況を日常的に監視し検証するとともに月例の監査役会で情報共有・意見交換を行っております。2名の社外監査役は、コーポレート・ガバナンスに視点を置き、それぞれの専門的立場から監査を行っております。

また、監査役は内部監査室に内部監査及び内部統制評価計画の説明とそれらの実施結果の報告を求め、情報・意見交換を行って緊密な連携を図っております。更に、監査役は、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況及び監査上の主要な検討事項について報告を受け、必要に応じて説明を求め、協議を行っております。

(3) 会計監査の状況

2021年3月期の会計監査につきましては、PwCあらた有限責任監査法人との間で監査契約を締結し会計監査を受けております。

なお、当社と同監査法人または業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はありません。

当該年度の会計監査業務を執行した公認会計士等の氏名及び会計監査業務に係る補助者の構成は次のとおりであります。

業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員:小林昭夫
五代英紀

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士:5名、会計士試験合格者等:7名、その他:26名

(4) 責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」に記載のガバナンス体制を採用することにより、経営の意思決定及び職務執行の適正性・効率性、経営の監視機能の客観性・中立性が確保できていると判断しております。

なお、当社の社外取締役は、企業経営における豊富な経験と高い見識や高度な専門知識に基づき、独立した客観的立場から経営に対して意見・助言を行い、取締役会の機能を強化する役割を担っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	開催集中日を回避して株主総会を設定しております。
その他	株主総会招集通知の発送前にTDnet及び当社ホームページ上で公表し、株主総会における議決権行使の検討期間確保を図っています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーについては、当社ホームページに掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回(決算及び第2四半期決算)の決算説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示資料、決算説明会資料、事業報告書、有価証券報告書等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理部を担当部署とし、担当者を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR及び環境保全活動の内容については、社会・環境報告書(綜研化学レポート)を毎年作成し、株主及び希望者へ配付しております。また、当社ホームページ上で公開しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、業務の適正を確保するための体制の整備を進めるとともに、その進展や状況に応じて、必要な改定を行っております。なお、提出日現在における当該基本方針の内容は、次のとおりです。

1. 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役および従業員を対象とする法令遵守体制の基礎として、綜研化学倫理綱領を定め、綜研化学倫理綱領ハンドブックなどにより、その遵守を図る。
 - (2) 取締役は、職務執行にあたり、効率的かつ健全で、透明性の高い経営の実現を目指し、取締役および従業員の職務執行が適正に行われるための体制を構築する。
 - ア 規程の整備
法令、定款および企業理念を踏まえて、取締役および従業員が職務を執行するうえで必要となる社内ルール、手続きなどを規程として整備する。
 - イ 法令遵守体制
企業倫理委員会を設置し、日常的な法令遵守状況を定期的にチェックするとともに、改善のための提言を行い、取締役会にその状況を報告する。
 - ウ 活動状況の確認と是正のための体制
業務の適正を確保するため内部監査室を設置し、監査結果について適宜代表取締役社長に報告する。また、内部通報制度として「内部通報・相談窓口」を設けて、法令違反を未然に防ぐための体制を整備する。
2. 取締役の職務の執行に関する情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務執行に関する情報については、文書管理規程に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に保存・管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループの企業価値を損ねる可能性がある重要なリスクに対して、代表取締役社長をリスク管理統括責任者とする適切な管理体制を整備するとともに、リスク管理規程に基づき、経営環境の変化に応じたリスク管理活動を推進する。
なお、重大な危機が生じた場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、損失を最小限にとどめるよう努める。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
 - (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
 - (2) 執行役員制度の下、取締役による経営の意思決定および執行監督と、執行役員による業務執行機能が迅速かつ効率的に行われる体制を確保する。
 - (3) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織管理規程および職務権限規程において社内組織、業務分掌および職位毎の責任と権限を定め、これに基づき実行する。
5. 当社およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 業務の適正を確保するため、綜研化学倫理綱領を基礎として、当社および子会社において諸規程を整備・運用し、コンプライアンス体制の構築・強化を図る。
 - (2) 経営管理については、関係会社管理規程により、子会社が当社の承認を要する事項および報告すべき事項を明確にするとともに、子会社ごとに運営管理を担当する所管本部を定めて、当社グループの経営方針および事業戦略の周知・徹底、子会社の管理・監督・支援を行う。
 - (3) 内部監査室は、当社および子会社における法令遵守やリスク管理の状況、その他業務処理の適正性について、定期的に監査を行い、代表取締役社長に報告する。
6. 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性を確保するために、代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う体制を構築し、運用する。
7. 監査役の適正監査を確保するための体制
 - (1) 監査役会において定めた監査の方針に基づき、監査役が取締役会のほか、必要な重要会議に出席すること、取締役および従業員から職務執行状況の聴取ならびに各部門や子会社の調査等を実施することを保証する。
 - (2) 当社および子会社の取締役および従業員は、監査役が要求した事項、業績に重大な影響を及ぼす可能性のある事項、法令違反など不正行為に関する事項などについて、監査役に遅滞なく報告するものとする。なお、監査役への報告を行った者に対して、当該報告を理由として不利益な取扱いを行わないものとする。
 - (3) 監査役が監査が実効的に行われることを確保するため、会計監査人および内部監査室との定期的な意見交換の場を設ける。
 - (4) 監査役が職務執行について生ずる費用を請求した場合は、当該監査役の職務執行に必要なものと認められる場合を除き、拒むことができないものとする。
8. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当社の従業員から監査役補助者を任命する。
 - (2) 監査役補助者の異動、人事考課および給与の改定にあたっては、監査役会の同意を得るものとする。また、監査役補助者は、監査役の指揮命令に従い、取締役および他の従業員からの指揮命令を受けないものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力との関係を根絶することを基本的な方針とし、綜研化学倫理綱領において「あらゆる反社会的勢力からの不法・不当な要求には応じず、一切の関係を遮断する。」と定めております。

また、従業員に向けた反社会的勢力との関係根絶に関する教育や所管警察署、弁護士等の外部専門機関との連携を図り、反社会的勢力によ

る被害防止を図る取組みを進めております。更に「特殊暴力防止対策連合会」に加盟し、不当要求等への適切な対応方法や反社会的勢力排除に関する情報収集や各種外部研修への参加を実施し、万が一に備えた体制整備に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

現時点では当項目に記載すべき事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

< 適時開示体制の概要 >

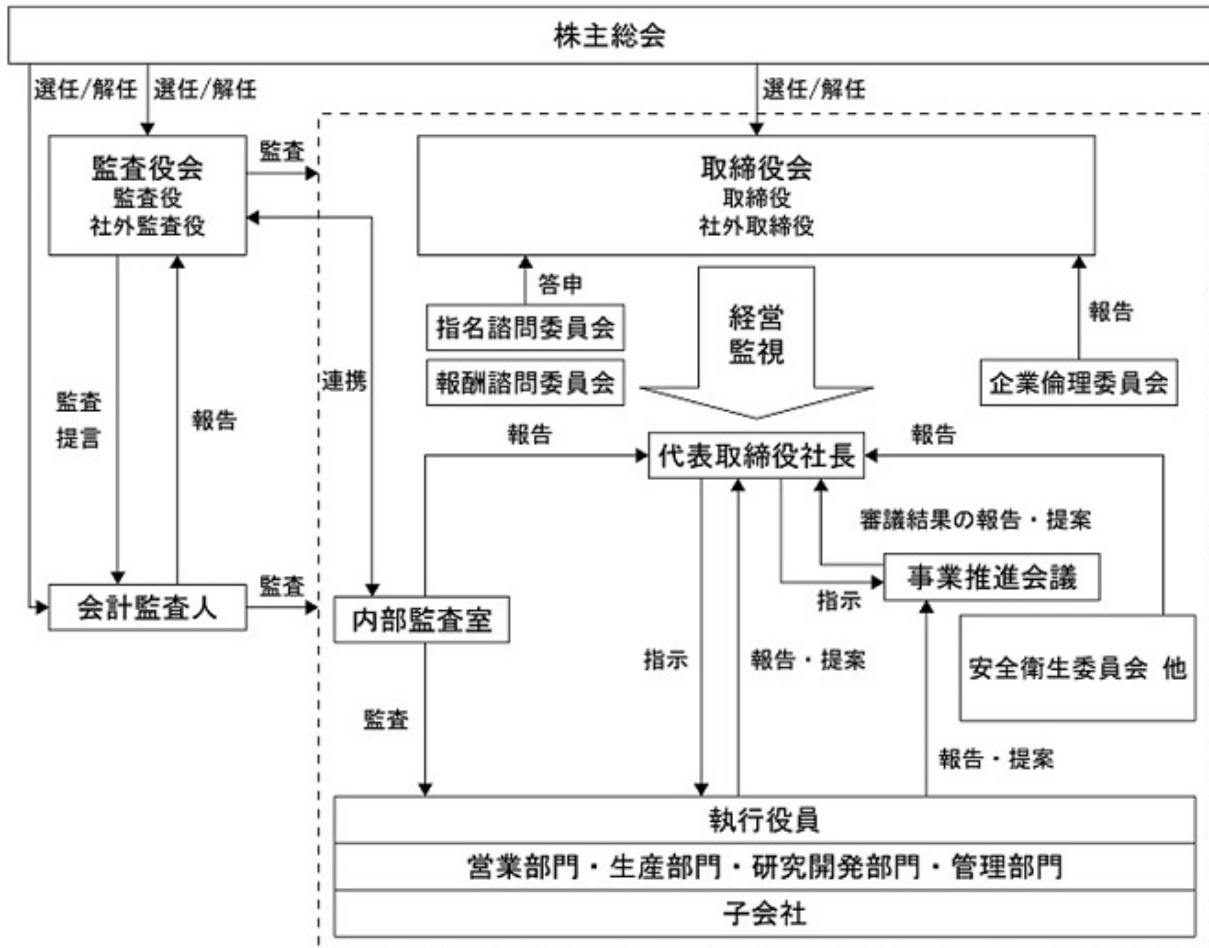
(1) 決定事実・決算情報

決定事実・決算情報については、取締役会決議後、速やかに情報取扱責任者に通知され、情報取扱責任者の指示のもとで経営管理部がTDnetによる適時開示手続きを実施します。

(2) 発生事実

発生事実については、当該事実を把握した部門・子会社から経営管理部に報告することとしています。経営管理部は、当該事実の発生を代表取締役社長に報告し、適時開示情報に該当する場合は、情報取扱責任者の指示のもとで経営管理部がTDnetによる適時開示手続きを実施します。

コーポレート・ガバナンス体制の模式図



適時開示体制の模式図

